

改正

平成23年12月19日規則第31号

平成25年3月28日規則第15号

令和元年8月30日規則第24号

日南市成年後見制度利用支援事業実施規則

(目的)

第1条 この規則は、認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者（以下「要支援者」という。）が、民法（明治29年法律第89号）に規定する後見制度、保佐制度及び補助制度（以下「成年後見制度」という。）を利用するに当たり、その支援を行うことにより、要支援者がその有する能力を活用し、自らが希望する自立した日常生活を営むことができる環境の整備に資することを目的とする。

(支援の種類)

第2条 市長は、成年後見制度を利用する要支援者に対して、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 後見開始、保佐開始及び補助開始（以下「後見開始等」という。）の審判の申立て（以下「審判の申立て」という。）に関する支援
- (2) 成年後見人、保佐人及び補助人（以下「成年後見人等」という。）に対する報酬等に関する支援

(対象者)

第3条 この規則における事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する要支援者で、意思能力に乏しく、日常生活を営むのに支障があると認められる者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第13条の規定に基づく本市以外の市町村の住所地特例対象被保険者
 - イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123条）第19条の規定に基づき、本市以外の市町村が介護給付費等の支給決定を行っている者
 - ウ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条の規定に基づき、本市以外の市町村が保護を決定し、実施している者
- (2) 介護保険法第13条の規定に基づく本市の住所地特例対象被保険者

- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条の規定に基づき、本市の介護給付費等の支給決定を行っている者
- (4) 生活保護法第19条の規定に基づき本市が保護を決定し、実施している者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認めた者
(審判の申立ての要請)

第4条 審判申立てを市長に要請することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 介護保険法に規定する地域包括支援センター及び介護保険施設の職員
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人福祉施設の職員
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設及び相談支援事業を行う事業所の職員
- (4) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院又は診療所の職員
- (5) 地域保健法（昭和22年法律第101号）に規定する保健所の職員
- (6) 民生委員
- (7) 対象者の日常生活の援助を行う者

2 前項に規定する要請は、後見開始等審判の申立要請書（別記様式第1号）により行うものとする。

(審判の申立てに関する支援)

第5条 審判申立てに関する支援は、次の各号のいずれかの規定に該当する要件を備える要支援者に対して行うものとする。

- (1) 老人福祉法第32条
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2
(対象者及び親族の調査の実施)

第6条 市長は、前条第1項各号に掲げる者から審判の申立ての要請があったときその他必要があると認めるときは、対象者に面談し、対象者の健康状態、精神状態等について調査するものとする。

2 前項に規定する調査の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 対象者の配偶者及び4親等以内の親族（以下「配偶者等」という。）の有無
- (2) 対象者と配偶者等との関係
- (3) 配偶者等から対象者への虐待、無視等の事実の有無

(4) 対象者と配偶者等との財産争議の事実の有無

(5) 市長が配偶者等に代わって審判の申立てをするべき事由の有無

(親族への説明)

第7条 市長は、前条に規定する調査の結果、審判の申立てを行う必要があると判断した場合において、対象者に配偶者又は2親等以内の親族がいるときは、その者に審判の申立ての必要性を説明し、親族による申立てを促すものとする。

(審判の申立て)

第8条 市長は、第5条に規定する調査の結果、次の各号のいずれかに該当する場合は、審判の申立てを行うものとする。ただし、配偶者等で自ら審判の申立てを行う者の存在が明らかなきは、申立てを行わない。

(1) 対象者に配偶者及び2親等以内の親族がないとき。

(2) 対象者に配偶者又は2親等以内の親族があり、その代表者又はそのいずれかの者が、文書により自ら審判の申立てをしない旨を市長に対して申し入れた場合で、対象者の状況を考慮し、市長が審判の申立てをする必要があると判断したとき。ただし、文書による申入れが困難な事由があると認める場合は、この限りでない。

(3) 対象者に配偶者等がいる場合で、当該親族から対象者への虐待の事実その他権利侵害のおそれがあり、市長が申立てをする必要があると判断したとき。

2 市長は、対象者において緊急やむを得ない事情が生じ、審判の申立てをする必要があると判断したときは、第5条の規定にかかわらず、調査を省略し、審判の申立てを行うことができる。

(費用の負担)

第9条 市長は、収入印紙代、登記印紙代、郵便切手代、鑑定料等審判の申立てに係る費用（以下「申立費用」という。）について負担する。

2 市長は、申立費用を対象者又はその他の者（以下「関係人」という。）に負担させることが相当であると判断したときは、申立てと同時に非訟事件手続法（明治31年法律第14号）第28条の規定による家庭裁判所の命令（以下「費用負担命令」という。）を求める申立てを行うものとする。

3 市長は、申立費用の全部又は一部について費用負担命令があったときは、その指定する関係人に対し当該費用を請求するものとする。

4 前項に規定する請求は、後見開始等審判の申立費用の請求について（別記様式第2号）により行うものとする。

5 市長は、対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第3項の規定にかかわらず、当該費

用を請求しないものとする。

- (1) 生活保護受給者
- (2) 活用できる資産、貯蓄等がなく、申立費用を負担することにより要保護状態となる者
- (3) その他市長が認める者

(成年後見人等に対する報酬等に関する支援)

第10条 対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、家庭裁判所の審判により付与されることとなった成年後見人等の報酬（以下「成年後見人等の報酬」という。）について、市が助成するものとする。

- (1) 生活保護受給者
- (2) 活用できる資産、貯蓄等がなく、成年後見人等に対する報酬等を負担することにより要保護状態となる者
- (3) その他市長が認める者

2 前項の規定により市長が助成する額は、後見開始等の後に必要となる成年後見人等に対する報酬等の実費の範囲内とし、予算に定める額を上限とする。

(助成申請等)

第11条 成年後見人等に対する報酬等の助成を申請できる者は、対象者又は当該対象者の代理人としての成年後見人等（以下「申請者」という。）とする。

2 申請者は、助成金の交付を受けようとするときは、成年後見人等の報酬助成申請書（別記様式第3号）により、市長に申請しなければならない。

3 前項の申請書の提出期限は、家庭裁判所による報酬付与の審判の決定があった日の翌日から起算して2か月以内とする。

4 第2項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 公的年金等の源泉徴収票、申告書の写しその他収入の分かる書類
- (2) 金銭出納簿、領収書の写しその他経費の分かる書類
- (3) 財産目録の写しその他財産状況の分かる書類
- (4) 報酬付与の審判決定書の写し
- (5) 登記事項証明書（対象者の代理人として成年後見人等が申請する場合に限る。）

5 市長は、第2項の申請があったときは、これを審査し、助成の可否及び助成額を決定したときは、申請者に対し、成年後見人等の報酬助成決定（却下）通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

(助成金の請求等)

第12条 前条の規定により助成の決定を受けた申請者は、成年後見人等の報酬助成金請求書（別記様式第5号）により、当該決定された助成額を請求するものとする。

2 助成額の支払は、前項に規定する請求に基づき、申請者名義の金融機関への口座振込にて行う。

(助成額の返還)

第13条 市長は、申請者が虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(利用終了の届出)

第14条 要支援者の成年後見制度の利用が終了したときは、当該要支援者又はその成年後見人等であつた者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年3月30日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の南郷町成年後見制度利用支援事業実施規則（平成14年南郷町規則第10号）又は日南市成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成18年日南市告示第17号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成23年12月19日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月28日規則第15号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条、第6条、第7条及び第9条の規定は平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和元年8月30日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記

様式第1号（第4条関係）

後見開始等審判の申立要請書

年 月 日

日南市長 様

要請者 住所 _____
氏名 _____ 印
勤務先等 _____
電話 () _____

日南市成年後見制度利用支援事業実施規則第4条の規定により、後見開始等審判の申立てを次のように要請します。

1 該当者

住所 _____
氏名 _____
性別 _____ 生年月日 _____ 年 月 日

2 該当者の心身の状況

3 該当者の生活状況

4 その他（親族、収入、資産等の状況）

後見開始等審判の申立費用の請求について

文 書 番 号

年 月 日

様

日南市長

印

日南市成年後見制度利用支援事業実施規則第9条の規定により、後見開始等審判の申立費用について、次のように請求します。

1 該当者

住所 _____

氏名 _____

性別 _____ 生年月日 _____ 年 月 日

2 請求額

_____ 円

（内訳： _____ ）

3 請求の根拠

4 法定後見についての状況

（1）法定後見の種類 _____

（2）法定後見の開始日 _____ 年 月 日

（3）法定後見人の住所 _____

（4）法定後見人の氏名 _____

成年後見人等の報酬助成申請書

年 月 日

日南市長 様

申請者（対象者又は成年後見人等）

住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

日南市成年後見制度利用支援事業実施規則第11条の規定により、成年後見人等の報酬等について、次のとおり申請します。

1 報酬助成対象額 _____ 円

2 助成対象期間 _____ 年 _____ 月分から _____ 年 _____ 月分まで

3 法定後見についての状況

（1）法定後見の種類 _____

（2）法定後見の開始日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

（3）法定被後見人の氏名 _____

（4）法定後見人の住所 _____

（5）法定後見人の氏名 _____

（添付資料）

（1）収入の分かる書類（公的年金等の源泉徴収票の写し等）

（2）必要経費の分かる書類（金銭出納簿、領収書の写し等）

（3）財産状況の分かる書類（財産目録等の写し等）

（4）報酬付与の審判決定書の写し

（5）登記事項証明書（申請を後見人等が行う場合）

様式第4号（第11条関係）

成年後見人等の報酬助成決定（却下）通知書

文 書 番 号

年 月 日

様

日南市長

印

年 月 日付けで申請のありました成年後見人等の報酬助成について、次のとおり（決定・却下）しましたので、日南市成年後見制度利用支援事業実施規則第11条の規定により通知します。

1 助成の可否

決 定 ・ 却 下

（却下の場合その理由）

2 助成額

_____ 円

（ 年 月分から 年 月分まで）

3 助成の対象者

住所 _____

氏名 _____

様式第5号（第12条関係）

成年後見人等の報酬助成金請求書

年 月 日

日南市長 様

申請者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

請求金額 _____ 円

(年 月分から 年 月分まで)

成年後見人等の報酬助成について、上記のとおり請求します。なお、請求金額については、次の口座に振り込みください。

金融機関名	銀行 信用金庫 農協 本・支店
口座種別	普 通 ・ 当 座
口座番号	
フリガナ 口座名義人	

※ 口座名義は、申請者に限ります。